

EPAの更なる活用方策に関する論点整理

第8回でのご議論を踏まえた主な論点について

前回のJICWELSやEPA介護福祉士候補者等受入れ施設からのヒアリング等を踏まえ、本検討会で取り上げるべき主な論点は以下のとおりと考えられる。

1. EPA介護福祉士候補者の受入れ対象施設の範囲の拡大

(主な御意見)

- EPA介護福祉士候補者の受入れ対象施設として新たに特定施設や指定地域密着型介護老人福祉施設、サテライト型施設を対象としてはどうか。

2. 一施設当たりのEPA介護福祉士候補者の受入れ人数の下限見直し

(主な御意見)

- 費用負担の観点等から、各年1ヶ国1名からの受入れを可能としてはどうか。

3. EPA介護福祉士の就労範囲の拡大

(主な御意見)

- EPA介護福祉士の就労範囲について、特に制限をする必要はないのではないかと。

4. EPA介護福祉士の帯同家族の資格外活動について

(主な御意見)

- 資格外活動が認められる就労先として介護関連施設における就労を認めることとしてはどうか等。

論点1 EPA介護福祉士候補者の受入れ対象施設の範囲の拡大について(1)

【現状】

- EPA介護福祉士候補者は限られた滞在期間の中で介護福祉士国家試験に合格する必要があることから、EPA介護福祉士候補者の受入れ対象施設は以下の観点から設定されている。
 - ・ 介護福祉士国家試験の受験資格要件において、「介護」業務の実務経験として認められる業務に従事できること
 - ・ 介護福祉士資格取得に向けた研修体制が確保されていること
 - ・ 適切な労務管理体制が確保されていること



以上を踏まえ、現在、受入れ対象施設は、「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国(フィリピン共和国、ベトナム民主共和国)との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるインドネシア人(フィリピン人、ベトナム人)看護師等の受入れの実施に関する指針」(以下、指針という。)において、以下のとおり。

【現在受入れが認められている施設の範囲】

- ① 定員30名以上の指針別表第一に掲げる介護施設(入所施設)
- ② 上記施設と同一敷地内において、一体的に運営されている指針別表第二に掲げる介護施設(通所介護等)

※ 以下の施設・事業所については、上記考え方、及び、EPA介護福祉士候補者の受入れが介護分野に外国人材を受け入れる初めての取組みであったこと等を踏まえ、対象外とされている。

(例)

- ・ 入所施設ではない施設(特定施設等)
- ・ EPAによる外国人介護人材の受入れ開始当時は少数であった、いわゆる小規模入所施設(指定地域密着型介護老人福祉施設等)
- ・ 訪問系サービスを提供する事業所
- ・ 主たるサービスが介護ではない施設(病院、診療所等)

論点1 EPA介護福祉士候補者の受入れ対象施設の範囲の拡大について(2)

【対処方針案】

○EPA介護福祉士候補者の受入れ開始以降の経験を踏まえ、以下を新たに受入れ施設の対象としてはどうか。

- ① 定員30名以上の特定施設(外部サービス利用型を除く)を新たに受入れ対象としてはどうか。
- ② 指針別表第一に掲げる介護施設と同一敷地内で一体的に運営されている定員29名以下の指針別表第一に掲げる介護施設及び指定地域密着型介護老人福祉施設を、新たに受入れ対象としてはどうか。
- ③ 定員30名以上の入所施設を本体施設とするサテライト型施設を新たに受入れ対象としてはどうか。
- ④ 今回新たに受入れ対象とする特定施設及びサテライト型施設と同一敷地内で一体的に運営されている、現在すでに認められている通所介護等(上記②で新たに受入対象とする定員29名以下の指針別表第一に掲げる介護施設、指定地域密着型介護老人福祉施設を含む。)を新たに受入れ対象としてはどうか。

論点1 EPA介護福祉士候補者の受入れ対象施設の範囲の拡大について(3)

【考え方】

- ① **特定施設(外部サービス利用型を除く)**とは介護保険法上の指定基準を満たすものであり、指針別表第一に掲げる介護施設と同様に介護が実施されている施設である。したがって、定員30名以上であれば、研修体制及び労務管理体制が確保されると考えられるため、受入れ対象施設とすることが適当ではないか。
- ② **定員29人以下の指針別表第一に掲げる介護施設及び指定地域密着型介護老人福祉施設**については、現行で認められている介護サービスと同様に、定員30名以上の指針別表第一に掲げる介護施設と同一敷地内で一体的に運営されている場合には、研修体制等が確保できると考えられることから、この場合には、受入れ対象施設とすることが適当ではないか。
- ③ **サテライト型施設**については、本体施設と密接な連携が確保されている施設である。したがって、本体施設が定員30名以上の指針別表第一に掲げる介護施設であれば、研修体制等が確保できると考えられるため、この場合には、受入れ対象施設とすることが適当ではないか。
- ④ **上記①特定施設及び上記③サテライト型施設と同一敷地内において、一体的に運営されている指針別表第二に掲げる介護施設(通所介護等(上記②を含む。))**についても、同様に研修体制等が確保できると考えられるため、受入れ対象施設とすることが適当ではないか。

(参考)EPA介護福祉士候補者の主な受入れ対象施設の範囲について(対処方針案)

対象外

対象施設

今回新たに対象にする範囲

EPA介護福祉士候補者

30名

高 齢	入所系	①介護老人福祉施設		
		②介護老人保健施設	サテライト型	併設の場合のみ*
		③介護療養型医療施設		
		④地域密着型介護老人福祉施設	サテライト型	併設の場合のみ*
		⑤養護老人ホーム	サテライト型	併設の場合のみ*
	居住系	⑥認知症対応型共同生活介護		併設の場合のみ*
		⑦特定施設入居者生活介護		単独可
		⑧地域密着型特定施設入居者生活介護	サテライト型	併設の場合のみ*
	短期滞在系	⑨短期入所生活介護・短期入所療養介護		併設の場合のみ*
	通所系	⑩通所介護・通所リハビリテーション		併設の場合のみ*
	訪問系	⑪訪問介護		
		⑫訪問入浴介護		
		⑬定期巡回・随時対応型訪問介護看護		
		⑭夜間対応型訪問介護		
医療 (入院機関)	⑮医療療養病床			
	⑯精神病床			
	⑰感染症病床			
	⑱結核病床			
	⑲一般病床			

* 別表第一に掲げる施設と同一の敷地内において一体的に運営されている場合のみ受入れ可

論点2 EPA介護福祉士候補者受入れ人数の下限の見直しについて(1)

【現状】

- EPA介護福祉士候補者の受入れは、候補者のメンタルヘルスケアの観点から、原則として各年1ヶ国2名以上としつつ、運用上、以下の場合には、受入れ施設毎に1名のみ受入れも可能とされている。
 - ・ 同国出身のEPA介護福祉士が就労している場合
 - ・ 前年度に同国から受入れる候補者がいる場合、又は前々年度に受け入れた候補者が引き続き就労している場合
 - ・ マッチング運用上の都合等により、2名以上の介護福祉士候補者が確保できなかった場合
- JICWELSの相談窓口寄せられたメンタルヘルスに関する相談は、平成25年度、平成26年度、平成27年4月～12月までにおいて、全体の3%程度、それぞれ10件以下となっている。そのうち、候補者本人からの相談内容は、「仕事上の人間関係によるストレス」、「合格への不安」等となっている。

○ 「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるインドネシア人看護師等の受入れの実施に関する指針」について(抄)

第二 国家資格取得前の受入れ施設での就労等

一 共通事項

4 受入れ施設におけるインドネシア人候補者の人数について

受入れ施設が受け入れるインドネシア人候補者の数については、当面、インドネシア人候補者のメンタルヘルスケアの観点から、原則として2名以上とし、研修の適正な実施体制を確保する等の観点から、原則として1年間に5名以内とする。

○ 「平成28年度版 EPAに基づく介護福祉士候補者受入れの手引き」(公益社団国際厚生事業団)

受入れ施設が1年間に受け入れることができる介護福祉士候補者の数については、介護福祉士候補者のメンタルヘルスケア、研修の適正な実施体制の確保の観点から、原則として1か国につき、それぞれ2名以上5名以下とします。

ただし、介護福祉士候補者については平成26年度に受け入れた候補者が引き続き就労している施設、又は平成27年度に受け入れる候補者がいる施設、もしくはEPA介護福祉士が就労している施設の場合、1名のみ受入れ希望ができます。

また、受入れ希望機関がマッチング運用上の都合等により、2名以上の介護福祉士候補者が確保できなかった場合については1名のみ受入れ希望ができます。

論点2 EPA介護福祉士候補者受入れ人数の下限の見直しについて(2)

【対処方針案】

- ①定員30名以上の指針別表第一に掲げる介護施設(入所施設)及び②同一敷地内において、一体的に運営されている指針別表第二に掲げる介護施設(通所介護等)のいずれかにおいて、同国出身のEPA介護福祉士候補者等がいる場合には、1名からの受入れを可能としてはどうか。
- サテライト型施設についても、本体施設又はサテライト型施設のいずれかにおいて、同様に、同国出身のEPA介護福祉士候補者等がいる場合には、1名からの受入れを可能としてはどうか。
- 全面的なEPA介護福祉士候補者の1名からの受入れは、まずは実態を把握した上で、検討を進めることとしてはどうか。

【考え方】

- ①定員30名以上の指針別表第一に掲げる介護施設(入所施設)及び②同一敷地内において、一体的に運営されている指針別表第二に掲げる介護施設(通所介護等)のいずれかにおいて、同国出身のEPA介護福祉士候補者等がいる場合、身近に相談できる体制が取れると考えられることから、1名からの受入れが可能と考えられる。
- サテライト型施設については、本体施設と密接な連携が確保されており、本体施設又はサテライト型施設のいずれかにおいて同国出身のEPA介護福祉士候補者等がいる場合、身近に相談できる体制が取れると考えられることから、1名からの受入れが可能と考えられる。
- いわゆるSNS等を活用し、EPA介護福祉士候補者間でのネットワークの形成が進んでいることや、受入れ施設での十分な対応等により、メンタルヘルスケアは担保されていると考えられることから、原則として、1名からの受入れを可能とすべきとの意見があった。
- 他方、EPA介護福祉士候補者は、二国間の経済の連携強化という目的で特例的に受け入れているものであり、メンタルヘルスを損なうことにより帰国を余儀なくされるということがないようにすることが重要と考えられる。

論点3 EPA介護福祉士の就労範囲の拡大について(1)

【現状】

- 訪問系サービスについては、利用者と1対1で業務を行うことが基本であることから、利用者・EPA介護福祉士の双方の人権擁護、適切な在留管理の担保等が困難と考えられ、EPA介護福祉士の就労範囲の対象外とされている。
- 医療機関については、医療法に規定される療養病床のみが対象とされている。

なお、EPA介護福祉士の受入れ対象施設となるための要件は、次のとおり。

(参考)【受入れ機関・施設の要件】 ※厚生労働省告示より抜粋

- ① 当該施設で就労するEPA介護福祉士を、利用者の居宅においてサービスを提供する業務に従事させないこと。
- ② 過去3年間に、経済連携協定等の枠組みによる介護福祉士(候補者)・看護師(候補者)の受入れにおいて、虚偽の求人申請、二重契約その他の不正の行為をしたことがないこと。
- ③ 過去3年間に、受入れ機関等報告を拒否し、又は不当に遅延させたことがないこと。
- ④ 過去3年間に、JICWELSによる巡回訪問の際の求められた必要な協力を拒んだことがないこと。

論点3 EPA介護福祉士の就労範囲の拡大について(2)

【対処方針案】

- EPA介護福祉士の就労範囲としては、「介護」の業務が関連制度において想定される範囲として、介護福祉士の国家試験の受験資格要件において「介護」の実務経験として認められる業務の範囲全般を対象としてはどうか。
- その際、訪問系サービスについては、EPA介護福祉士の人権擁護等の観点から必要な措置を併せて講じるべきではないか。

【考え方】

- EPA介護福祉士については、
 - － 日本人介護福祉士と同様に、専門的な知識及び技術を有することが確認されていること、
 - － 就労の際には、日本人介護福祉士と同様に、その適性に沿った業務に配置されると考えられることから、専門職という観点からは、就労範囲に制限を設ける理由は少ないと考えられるのではないか。
- その際、訪問系サービスについては、EPA介護福祉士の受入れは、二国間の経済の連携強化という目的で特例的に行われているものであり、外交上の配慮という観点からも、EPA介護福祉士の人権擁護等が十分に図られる必要がある。
- このため、外国人が要介護者等の居宅を訪問し、介護サービスを提供する場合にEPA介護福祉士の人権擁護等の観点から必要な措置を併せて講じるとともに、在留資格「介護」が創設された場合の運用の検討状況等も踏まえ、就労範囲に追加することが適当と考えられる。